

分別へのご協力をお願いします

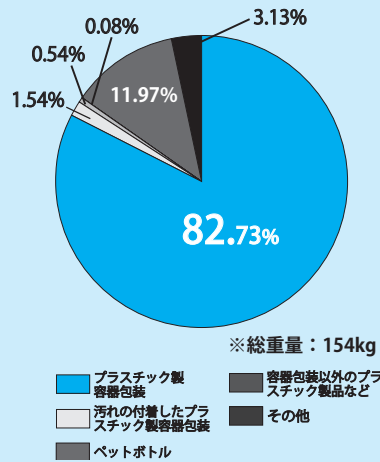
ごみ質調査結果のお知らせ

町民の皆さんにご協力をお願いしているごみ分別が適正かを調べるため、毎年回収したごみの中身を確認する調査を実施しています。
※コロナ対策により例年調査対象ごみ総量から約 50% 削減しています。

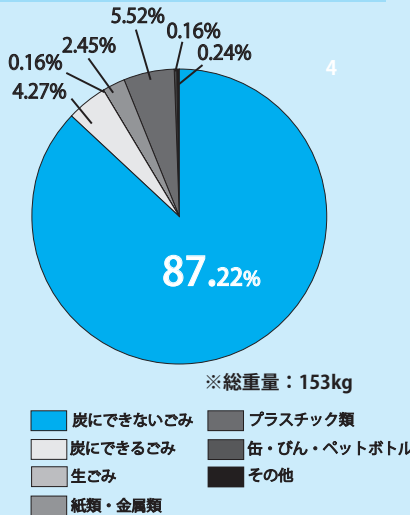
【収集対象】 家庭ごみおよび事業所ごみ（無作為抽出）

【回収日】 9月12日(月)～16日(金) 【実施日】 10月3日(月)、4日(火)

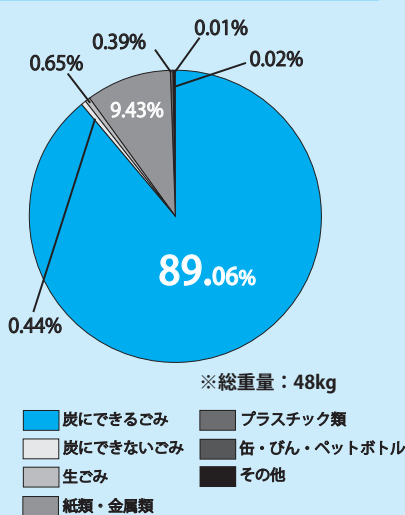
プラスチック類（家庭）



炭にできないごみ（家庭＋事業所）



炭にできるごみ（家庭＋事業所）



適正分別が約82%（昨年度92%）でした。主な不適正物は食材が袋

適正分別 82%
（青色の袋）
プラスチック類

「ペット用砂」などです。
適正分別は約87%（昨年度90%）でした。主な不適正物はプラマー

適正分別 87%
（緑色の袋）
炭にできないごみ

紙類」は資源ごみとして排出ください。
適正分別は約89%（昨年度77%）でした。依然として不適正物の大半はコピー用紙や箱類などの「資源

適正分別 89%
（茶色の袋）
炭にできるごみ

町環境政策課環境政策グループ ☎ 73-7511

【問い合わせ】

資源袋（鉄）で排出をお願いします。

今回の調査を終えて

から出されないままのものや汚れのあるプラスチック類と容器包装以外のプラスチック製品です。不適正物は分別してもリサイクルができません。プラマークの有無を確認するほか、中身は使い切り、汚れのあるものは水洗いや布で拭くなどきれいな状態で出してください。

重点② スリップ事故の防止と全席シートベルトの着用

早めのスタッドレスタイヤへの交換と凍結路面に注意して慎重な

歩行者の皆さんは、道路を横断する際には、横断歩道や信号機のある交差点を利用しましょう。また、夜間は反射材を身に着けるなどし、運転者に自分の存在を知らせることが大切です。

運転者の皆さんは、法定速度を守るとともに安全確認を徹底しましょう。



重点① 歩行者の安全確保

運転を心がけましょう。万一、事故が起きてしまった際の被害を抑えるためにも、後部座席を含め全ての座席でシートベルトを着用しましょう。

重点③ 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、悪質で重大な犯罪です。「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持ち、二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対にやめましょう。

警察署からのお知らせ 「相談電話ダイヤル」の紹介

- ◆性犯罪相談 110 番 ☎ #8103（ハートさん）
 - ◆少年相談 110 番 ☎ 0120（677）110
 - ◆栗山警察署 ☎ 72-0110
- ※詐欺電話が来たら「#9110」

犬の飼い主の皆さん
環境美化にご協力ください



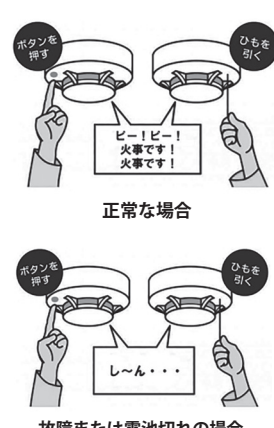
散歩中（公園・歩道など）にふんの後始末をしない飼い主さんが見受けられます。散歩の際は、必ずふんを持ち帰るための袋などを持つて、処理をお願いします。

また、飼い犬がおしっこをした場所を水で流すための「マナーボトル」を持参する方も増えています。マナーボトルの水をクエン酸水やミョウバン水にすることで臭いを抑えることもできます。

住宅用火災警報器
点検していますか？

住宅用火災警報器の設置が義務化になり、今年で11年です。いざという時に備えて定期的に点検ボタンを押す（点検ひもを引く）などの作動点検を1年に2回程度行いましょう。

電池の寿命は約5～10年が目安となります



※機種によつて電池交換ができないタイプがあります。電池交換が必要なタイプは、本体ごと交換する必要があります。

本体の寿命は約10年が目安

住宅用火災警報器のセンサーなどが寿命により、本体交換が必要になる場合があります。約10年が目安になります。

【火災警報器の問い合わせ】

南空消防組合消防署
生活安全課

☎ 0150

くらし・催し

火災想定訓練を実施

栗山消防団では、ミサイル着弾に伴う火災想定訓練を実施します。不時呼集（日にちを指定せず左記の期間内に実施）で訓練を行いますので、火災と間違わないようご注意ください。

◆期間

11月1日（火）～4日（金）までの間、分団毎に訓練実施

◆時間

午前6時～7時

◆問い合わせ

南空知消防組合消防署
☎ 01550

人にやさしい住宅助成

住宅のバリアフリー改修および老朽住宅の解体工事に対して費用の一部を助成しています。

◆対象者

町内に住所、住宅を所有し町税などを滞納してい

ない方。

※工事後、本町に移住予定または解体工事の場合は、町外の方も対象になります。

◆工事内容（助成率・上限額）

①バリアフリー改修

3割・30万円

②解体工事

2割・20万円

◆対象工事

町内に事業所のある法人または個人事業所で、ともに建設業の許可を受けている事業所が施工する工事

◆申請期限（着工前に申請）

12月30日（金）

◆申込先・問い合わせ

町建設課技術グループ
☎ 7513



バリアフリー改修の一例

児童虐待防止月間

「児童虐待」という言葉を聞くと、特別な事件に聞こえるかもしれませんが、皆さんの身近なところで起こっています。児童虐待防止を願ってリボンをつけ、ツリーを明るいオレンジでいっぱいにしてください。

◆場所

役場新庁舎1階ロビー

◆期間

11月7日（月）～30日（水）



一心書道展開催

漢字、仮名、臨書、創作いろいろな会派・個人の書が展示されます。単純明快で、奥深い白と黒の世界を楽しみください。

◆期間

11月10日（木）～13日（日）

◆時間

午前10時～午後5時
※13日は午後4時まで

◆場所

カルチャープラザ「Eki」

◆問い合わせ

実行委員会事務局 成田
☎ 7508

女性の人権ホットライン強化週間のお知らせ

法務局では、暴力やセクシャルハラスメントなど、女性の人権に関する悩みごとや心配ごとについての専用相談電話を設置しております。強化週間は時間延長します。

◆強化週間

11月18日（金）～24日（木）

平日

午前8時半～午後7時

土日祝

午前10時～午後5時

※通常時は、左記の時間となります。（平日のみ）

午前8時半～午後5時15分

◆問い合わせ

専用相談窓口
0570(070)810

テレビ放送のお知らせ
NHKさわやか自然百景

ハサンベツ里山の春から夏にかけての情景が全国放送されます。国蝶「オオムラサキ」の飛翔、イバラトミヨの産卵、ヘイケボタルの群舞などが紹介されます。ぜひご覧ください。

◆放送日時

11月6日（日）

午前7時45分～8時

◆放送局

NHK総合テレビ
3チャンネル



「教育シンポジウム」開催中止のお知らせ

例年、11月に開催している「教育シンポジウム」

試験・相談

職業訓練指導員講習受講者募集

◆受付期間

11月28日（月）～12月9日（金）

◆受講資格

技能検定試験の1級および単一等級の合格者他

◆実施予定地

札幌市、旭川市ほか

◆実施時期

令和5年1月上旬から2月下旬のうち、定められた7日間48時間

◆受講料など

24200円

※受講手数料、テキスト代、消費税込です。

◆定員

全道で約100人程度

※希望者が多い場合は、訓練業務につく方を優先し

ます。
◆申込先・問い合わせ
空知地方技能訓練協会
0125(24)1880

無料法律相談

◆日時

11月18日（金）

午後1時～4時

◆場所

総合福祉センター「しやるる」

◆内容

札幌弁護士会所属事務所による30分程度の法律相談

◆定員（事前予約制）

6人

◆申込先・問い合わせ

町社会福祉協議会
☎ 71322

国民年金

11月30日は
年金の日



年金情報を気軽に確認

ねんきんネット 活用してみませんか

「ねんきんネット」は、いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認できるほか、保険料の納付額、年金見込額（年額）を一覧で確認できるサービスです。

ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

【問い合わせ】

- ・日本年金機構ホームページ「ねんきんネット」
https://www.nenkin.go.jp/n_net/
- ・ねんきんネット専用ダイヤル
☎ 0570(058)555（ナビダイヤル）



・町住民保健課国保グループ ☎ 73-7508

もしもに備えて

災害時に備えて水を備蓄しましょう。

ポイント①【必要な備蓄量（目安）】

1人当たり
⇒1日3リットルを3日分
合計9リットル



ポイント②【水道水の保管に注意！】

清潔で口が閉められる容器に入れ、直射日光の当たらない涼しい場所で保管しましょう。水道水の塩素による消毒効果は時間が経つにつれて減少しますので、3日程度でくみ替え、期間が過ぎた水は洗濯などにご利用ください。

ポイント③【お風呂を活用！くみ置き】

災害時は、飲み水以外にも多くの生活用水が必要です。お風呂の残り湯をすぐに捨てずにくみ置きしておくと、水洗トイレを流すなど雑用水に利用できます。

【問い合わせ】町上下水道課 ☎ 73-7514

実在する事業者を装う偽サイト・偽アカウントに注意！

【独立行政法人国民生活センター事例より】（80代男性）

インターネットで「高級腕時計が在庫処分として格安で売り出される」という広告を見つけ、通販サイトにアクセスした。大幅な割引価格だったが、大手百貨店なので信用して注文した。商品が代金引換で届いたが、腕時計は動かず偽物だと分かった。

【注意事項】

- サイト内にある販売業者の名称、住所、電話番号などの確認が必要です。偽通販サイトだと気付いたら、代金を支払う前に、キャンセルの連絡や受け取り拒否等をしてください。
- SNSで、実在するアカウントの外観を模倣し、該当アカウントであるかのような表示で消費者を誤認させ、個人情報漏洩してしまう被害が続いています。文面やURLから偽物と見分けるのが困難なため、厳重な注意が必要です。

こんにちは！
消費生活相談室です！



南空知消費生活相談室

毎週月・木曜日 13:00～16:00 勤労者福祉センター
毎月第2・4水曜日 13:00～15:00 ☎72-3581

オレンジカフェ 開設

今月のテーマは見て、試して、学ぶ
「福祉用具体験会」です



北海道環境福祉サービス
営業課長 関本 洋平さん

「いつまでも住み慣れた自宅で暮らしたい」。そのために、便利な福祉用具について知っておくことが大切です。自分の将来、家族のために「知って良かった」と思える内容です。福祉用具を実際に体験して今後の生活に役立てましょう。同時に介護保険制度や介護サービスなどの相談会も開催します。オレンジカフェでは、心配事や話を聞いて欲しいなどの相談を随時お受けしていますので、気軽にお越しください。

【日 時】 11月16日(水) 13:30～14:30 【場 所】 カルチャープラザ「Eki」

【問い合わせ】 ガーデンハウスくりやま(朝日4) ☎72-2600 ※事前申込制です。
※新型コロナウイルスの感染状況により中止となる場合があります。



行政相談所を開設します

国の仕事に関する苦情や要望を受け付け、その解決を図るために行政相談業務を行います。(電話やメールの相談、事前予約可)

◆日 時 11月8日(火) 10:00～12:00

※奇数月の第2火曜日に開設しています。

◆場 所 総合福祉センター「しゃるる」

【問い合わせ】 総務課広報・防災・情報グループ ☎73-7501



行政相談員 松本 俊哉さん(朝日4)
☎72-4868 mail:hktoshi@gmail.com

どうぞ気軽に
ご相談ください

歳末たすけあい見舞金配分事業のお知らせ

歳末たすけあい運動で皆さんから寄せられた募金をもとに、支援が必要な世帯に対して見舞金を支給し、みんなで支えあう地域づくりを実施します。

【対 象】 生活保護受給世帯を除く下表のいずれかに該当する世帯

【支給額】 下表(2)の世帯 8,000円、下表(8)、(9)の世帯 5,000円、左記以外の世帯 10,000円
※正式な支給額は、12月開催の配分委員会で決定します。

【支給方法】 12月下旬に地域担当民生委員児童委員から支給

【申込方法】 11月15日(火)までに印鑑を持参のうえ、社会福祉協議会に備え付けの「歳末見舞金配分申請書」を提出(土日祝を除く)

【問い合わせ】 町社会福祉協議会 ☎72-1322

【表 歳末たすけあい見舞金対象世帯】

対象世帯	収入基準額(目安) ※世帯ごとに算出
(1) 母子(父子)世帯 ※令和5年3月31日時点で18歳以下の子どもがいる世帯	2,755,000円以内
(2) 70歳以上の一人暮らし高齢者世帯	1,001,000円以内
(3) 70歳以上の高齢者夫婦世帯	1,461,000円以内
(4) 心身障がい児・者のいる世帯① ※身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級のいずれかを所持	3,064,000円以内
(5) 心身障がい児・者のいる世帯② ※身体障害者手帳3級、精神障害者手帳2級のいずれかを所持	2,965,000円以内
(6) 心身障がい児・者のいる世帯③ ※身体障害者手帳4～6級、療育手帳A・B、精神障害者手帳3級のいずれかを所持	2,765,000円以内
(7) 在宅で寝たきりの方がいる世帯	収入基準額なし
(8) 児童福祉施設入所(入居)の方がいる世帯	
(9) 高齢者福祉施設入所(入居)者かつ無年金者	

※(1)～(6)の収入基準額は生活保護世帯の約1.1倍の収入額を算出します。70歳以上の世帯は(2)または(3)の基準額が該当します。

令和6年4月1日から
相続登記の申請が義務化されます

正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられることがあります。

- ・相続した土地・建物の相続登記をしましょう。
- ・相続の際は、遺産分割を済ませましょう。
- ・相続登記は専門家への相談をご検討ください。

【問い合わせ】 札幌法務局 011-709-2311 (内線2153)

広告

あなたの悩みに
コタエを出します

面談電話
相談予約ダイヤル

完全無料
0126-33-8373
平日10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

気軽に
電話で相談

ハロー弁護士相談 月～金曜日10:00～16:00(祝日・年末年始は除く)
011-281-8686 1回15分 相談無料

※掲載の時間や相談方法は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 南空知法律相談センター